

## 川崎市子どもの権利委員会規則 (平成13年4月1日規則第55号)

最終改正:平成28年3月31日規則第13号

改正内容:平成28年3月31日規則第13号 [平成28年4月1日]

○川崎市子どもの権利委員会規則

平成13年4月1日規則第55号

### 改正

平成14年3月29日規則第34号  
平成14年4月26日規則第53号  
平成20年3月31日規則第16号  
平成28年3月31日規則第13号

川崎市子どもの権利委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号)第38条第9項の規定に基づき、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(委員長及び副委員長)

**第3条** 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 権利委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第5条** 権利委員会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

**第6条** 権利委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が権利委員会に諮って指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を権利委員会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

**第7条** 権利委員会の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、議事の手続その他権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

**附則** (平成14年3月29日規則第34号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

**附則** (平成14年4月26日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附則** (平成20年3月31日規則第16号抄)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附則** (平成28年3月31日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。